伊賀市教育大綱改正にかかる新旧対照表(案)

1 はじめに

伊賀市は、2015 (平成 27) 年4月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、新しい教育委員会制度に移行しました。

市長と教育委員会の連携による「総合教育会議」を設置し、総合教育会議での協議を通して、2015(平成27)年 10月に福祉や地域振興など一般行政との連携をふまえ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な教育施策の方針として「伊賀市教育大綱」を策定しました。

(第1回総合教育会議提案に下線部を追記)

2017 (平成 29) 年度、2021 (令和 3) 年度に見直しを行い教育行政の推進を図ってきており、このたび大綱の計画期間が経過したことにより改定を行いました。

人生 100 年時代を迎える中、少子高齢化社会がますます進行し子どもの数も減少しています。一方、グローバル化や高度なデジタル情報化の進展、産業構造や雇用環境<u>などの急激な変化が</u>人々の生活に大きな影響を与えています。

(第1回総合教育会議提案 「雇用環境の変化など人々の生活に」を修正)

さらに、教育格差と貧困の連鎖、子ども達の安全確保への対応など、継続的な社会の課題としてクローズアップされています。

また、学校教育をはじめ、家庭教育、社会教育、文化芸術活動、スポーツ活動の推進や支援が求められるとともに、すべての人の人権が保障され、誰一人として取り残されることのない持続可能な明るく住みよい地域社会が求められており、健康で心豊かなこれからの社会を展望する上で教育の果たす役割は重要となっています。

このため、「第3次伊賀市総合計画」に基づき、自立と共生のもと学校・家庭・地域のあらゆる世代とさまざまな分野の人々が一丸となって、地域の魅力と強みを維持・継承しつつ、未来の伊賀市を担っていく人材を育むとともに、生涯をとおした自己実現が図れる教育の実現を目指し、10年後の姿も描きながら、今後4年間の方向を定めました。

(第1回総合教育会議提案に下線部を追記)

1 はじめに

伊賀市は、2015 (平成 27) 年4月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、新しい教育委員会制度に移行しました。

市長と教育委員会の連携による「総合教育会議」を設置し、総合教育会議での協議を通して、2015(平成27)年 10 月に福祉や地域振興など一般行政との連携をふまえ、全市的に取り組む教育の方針として「伊賀市教育大綱」を策定しました。

2017(平成29)年度に見直しを行い教育行政の推進を図ってきており、このたび大綱の計画期間が経過したことにより改定を行いました。

人生 100 年時代を迎える中、少子高齢化社会がますます進行し子どもの数も減少しています。一方、グローバル化や情報化の進展、産業構造や雇用環境の変化など人々の生活に大きな影響を与えています。

加えて 2020(令和2)年に世界中に蔓延した COVID-19 は、生活環境や経済活動に様々な影響を及ぼし、 社会の情勢が大きく変化してきています。

こうした状況下において、教育格差と貧困の連鎖、子ども達の安全確保への対応などの課題もクローズアップされています。また、家庭教育、社会教育の推進や支援が求められるとともに、すべての人の人権が保障され、誰一人として取り残されることのない持続可能な明るく住みよい地域社会が求められています。

このため、「伊賀市第2次総合計画」に基づき、自立と共生のもと学校・家庭・地域が一丸となって、未来の伊賀市を担っていく人材を育むとともに、生涯をとおした自己実現が図れる教育の実現を目指し、今後4年間の方向を定めました。

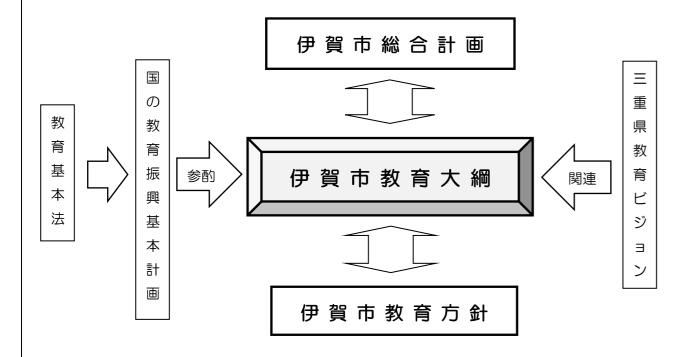
新

2 大綱策定の趣旨

(1) 大綱の位置づけ

伊賀市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に基づき、伊賀市の教育行政を推進するための基本的な方針を示すものです。

【伊賀市教育行政の体系】



(2) 大綱の期間

2025 (令和7) 年度から 2028 (令和10) 年度末までとします。

2 大綱策定の趣旨

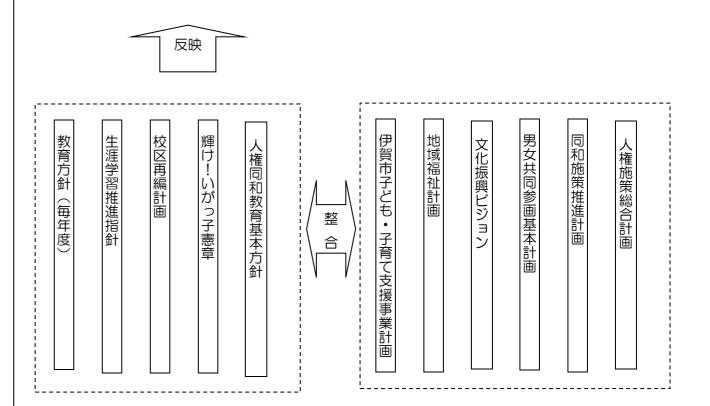
(1) 大綱の位置づけ

「伊賀市教育大綱」は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、伊賀市の教育の 基本的な方針を示すものです。

【大綱の位置づけ】

第2次伊賀市総合計画

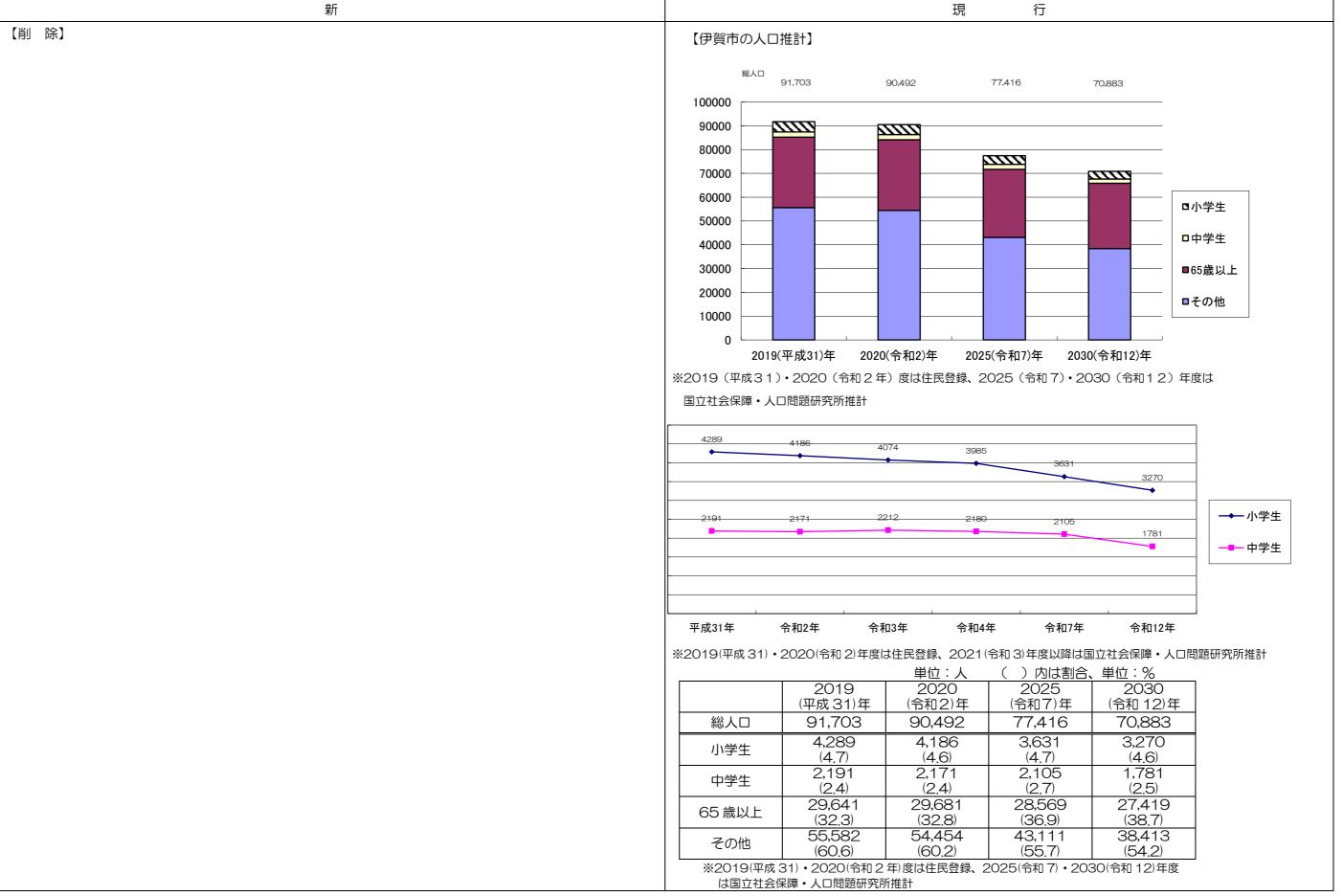
教育大綱



(2) 大綱の期間

2021 (令和3) 年度から 2024 (令和6) 年度末までとします。

| 新 | 現 行 |
|--|--|
| 3 教育大綱の考え方 | 3 教育大綱の考え方 |
| 伊賀市の教育行政は、「伊賀市総合計画」の教育に関する政策に基づき、現状や施策の方向性をふまえ事業 | 伊賀市の教育行政は、「第2次伊賀市総合計画」の教育に関する政策に基づき、現状や施策の方向性をふま |
| に取り組んでいます。 | え事業に取り組んでいます。 |
| また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき「伊賀市教育大綱」を策定し「教育理念・基本 | また、2014(平成26)年に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、「伊賀市 |
| | 教育大綱」を策定するとともに、教育大綱に基づき「一人ひとりが輝くこと」を教育理念に掲げ、「教育方針及 |
| 共通理解と連携のもと教育活動に携わり取組を進めてきました。 | び努力目標」を示し、教育に関わる者が共通理解と連携のもと教育活動に携わってきました。 |
| 教育大綱改定にあたっては、伊賀市のまちづくりの指針となる「第3次伊賀市総合計画」の教育に係る分野 | 教育大綱改定にあたっては、教育理念実現のためのこれまでの基本方針をふまえ、市の教育における今日的 |
| における施策を教育大綱の基本的な方針と位置づけ、教育理念実現のためにこれまでの取組をふまえ、市の教育における今日的な課題の視点を加え、新たな基本方針として示し取組を推進します。 | な課題の視点を加え、新たな5つの基本方針として示し取り組みを行います。 |
| 15. Cools & Julia Sibilities (17. Cools 17. Co | これら5つの基本方針については、総合計画の政策5教育・人権、政策6文化・地域づくりの各分野で主に網 |
| | 羅され、今後総合計画の進捗と連動して推進していきます。 |
| 【削除】 | 4 社会の変化と伊賀市の教育に求められること |
| | (1)変革の時代を自立した心豊かな人間として生き抜いていく力の育成高度情報化による諸活動の広範囲化 |
| | 等が顕在化してきている現状があります。また、新型コロナウイルス感染症により生活に変化がもたらされ、 社会全体が大きく変わろうとしています。 |
| | こうした中において、子ども達が情報を選択し活用する能力や倫理観を身につけ、社会の中で自分の役割を |
| | 果たし、自分らしい生き方を実現し、豊かな未来を創っていくための確かな学力とキャリア教育の充実が求め |
| | られています。 |
| | さらに、変化する時代の中で、生涯にわたって学び続け、協働による持続可能な地域の成長、発展を図って |
| | いく必要性も増しています。 |
| | また、子ども達にとって良好な学習環境を提供するため、学校施設の整備も必要です。 |
| 【削除】 | (2)持続可能な地域社会の形成を担う人材の育成 |
| | 伊賀市においても人口減少・少子高齢化が続き、人口推計において 10 年後では現在より 2 割を上回る人口 |
| | 減の 70,883 人(国立社会保障・人口問題研究所)になるといった結果も出ています。 |
| | 子どもの数も年々減少しており、小学生を見ると今後 10 年間でおよそ900人減少することが予想されています。 |
| | これまでも校区再編事業に取り組んできていますが、複式学級がある学校が新たにできてきています。子ど |
| | - もたちがより多くの人とかかわり、そのなかから学び可能性を伸ばすためにも一定の学校規模が必要です。 |
| | 少子高齢化の進展や若年者人口の流出が続くなか、地域の将来を担う子ども達が郷土を理解し、郷土に愛着 |
| | を持つための取組がいっそう求められています。 |
| | また、選挙権が 18 歳以上となるなど、1 8歳をもって「大人」として扱おうとする議論がなされているこ |
| | とも踏まえ、社会の責任ある形成者となるための教養と行動規範や、主体的に社会に参画し自立して社会生活 |
| | を営むために必要な力を実践的に身に付けるための新たな取組の必要性もでてきています。 |



| 新 | | | Ţ | 見 行 | | | |
|------|---|--|----------------|----------------|----------------|-----------------------|--|
| 【削除】 | 地域が持続可 人口減少局 進する源です 幼稚園・保 に学習機会を また、生涯 助・共助の精 一人ひとりの | (3) 生涯を通じた学習基盤の充実 地域が持続可能な発展を遂げていくためには、社会の責任ある形成者を育んでいかなくてはなりません。 人口減少局面を迎えている中では、地域のすべての人が、個々の能力を高め発揮することが地域づくりを推進する源です。 幼稚園・保育所、義務教育、高校・大学等、社会人の各層、とりわけ社会人各層がそれぞれの段階で主体的に学習機会を選択し学び、社会に参加できる環境の充実を図る必要性が増しています。 また、生涯を通じた学習の中で、異なった年齢・異なった世代等多彩な交流から住民や地域の絆を深め、互助・共助の精神に満ちた地域づくり・まちづくりにつなげる効果も期待されます。 一人ひとりの能力向上や地域に関わる参画者を増やし、地域づくりを推進するために、人材を育成できる生涯を通じた学習環境の充実が求められています。 | | | | | |
| (削除) | (4) 人間尊重の精神に貫かれた人権文化の醸成 社会構造の変化などにより、地域の結びつきや連帯意識の希薄化が顕著となることや新型コロナウイルス感 染症による生活に及ぼす影響などにより、さまざまな差別やいじめ、インターネット上の差別書き込み等の人 権侵害が存在し、差別意識が助長される深刻な状況が続いています。 地域社会、学校内においても、個別の人権課題に対する差別や排除、いじめなどの人権問題が後を絶たない状況です。 命の尊さ、他者や自らを大切にする人権尊重の精神で地域社会のつながりを深め、家庭・地域による子どもや若者への見守り活動の推進など、対応すべき課題が残っています。 加えて、伊賀市は、県内で一番高い割合で外国人が居住し、定住が進んでいます。そのため、国籍が異なる人々がお互いの文化や違いを認め合い、共に地域社会で活躍できる多文化共生社会の実現を目指して、外国人児童生徒に対する教育や多文化共生教育の一層の推進が求められています。 国においては、2016(平成28)年度に「部落差別解消推進法」、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ規制法」が施行されるなど、「差別は許されない」という法的整備は行われつつあり、市では、LGBT(性的少数者)に対する差別への取り組みとして、パートナーシップ制度の周知を図るなど、個別の人権課題解決に向けた人権教育・啓発の取り組みを進めています。 今後ますます、一人ひとりの人権が大切にされ、多様性が尊重される「差別のない明るい伊賀市」の実現が求められています。 【伊賀市内の小中学校でのいじめ件数】 | | | | | | |
| | =71/50 34/4 | 2016 (平成 28)年度 | 2017 (平成 29)年度 | 2018 (平成 30)年度 | 2019 (平成 31)年度 | 2020 (令和 2) 年 度 | |
| | 認知学校 数 数 | 31 | 31 | 31 | 31 | 30 | |
| | 発生件数 | 154 | 112 | 143 | 157 | 204 | |

| 新 | 現 行 |
|------|---|
| 【削除】 | (5) 郷土の芸術・文化、文化遺産継承 2016(平成28)年12月に「上野天神祭のダンジリ行事」が「ユネスコ無形文化遺産」に登録されました。郷土の伝統文化が世界に発信される一方、地域に残る有形、無形の文化遺産を取り巻く現状は、少子高齢化による担い手不足など深刻な課題となっています。また、伊賀市は「俳句」を文学・芸術の境地に高めた松尾芭蕉の生誕地であり、市民は子どもの頃から「芭蕉さん」と慕い、敬い、「俳句」に親しむ機会を持つなど、市民生活に溶け込んだ継承活動が行われてきました。大きな社会変革の中にあって、これまで伝えられてきた地域の伝統文化や文化遺産について、伊賀市文化振興ビジョンなどとの連携により子どもの頃から学び、体験し、先人の志に触れることで、関心を深め、次世代に継承していく取り組みが一層求められています。 |
| | |
| | |

新 現 行

5 教育大綱

● 教育理念 ●

すべてのひとが輝くこと

一人ひとりが夢を追いかけながら健やかに成長・自立し、 共に社会の一員として豊かな未来を創造できる教育をめざします

(第1回総合教育会議提案)

一人ひとりが夢を追いかけ、健やかに成長・自立し、

共に社会の一員として豊かな未来を創造する教育をめざします

● 基本方針 ●

基本方針1 子どもたちが、夢や希望を持って未来を創造する力を育む教育

個別最適な学びと協働的な学びを通じて確かな学力を保障し、誰一人取り残さない教育を実践します。これにより、すべての子どもたちが健やかに育ち、安心して過ごせる学校づくりと、幸せな未来に向けて自己実現を図ることができる教育をめざします。

子どもたちが自らを権利の主体であると実感できる学習や、自他の人権を守るための意見表明の機会を創出するなど、人権尊重の意識を高めます。

人権・同和教育の充実を図り、部落差別をはじめあらゆる差別をなくす主体者となる力を育みます。

キャリア教育を推進するとともに、開かれた学校づくりを進めることで、子どもたちが郷土伊賀への愛着と 誇りを持ち、未来へとつないでいく意識を育てます。

未来を創造し社会の担い手となる子どもたちを健全に育成するため、将来の学校のあり方を見据えつつ、より良い教育環境づくりに努めます。

(第1回総合教育会議提案)

基本方針 1 子どもたちが、未来に夢や希望を持てる学校教育、教育環境の推進

個別最適な学びと協働的な学びによる確かな学力の保障に努め、誰一人取り残すことのない教育を実践し、すべての子どもたちが安心して過ごせる学校づくりとすべての子どもたちが自己実現を図れる教育をめざします。

子どもたち自身が権利の主体者としての意識を持ち、自分らしく生き、部落差別をはじめあらゆる差別をなくす主体者となるよう、人権・同和教育の充実を図ります。

キャリア教育を推進するとともに、開かれた学校づくりを進め、子どもたちがふるさとに愛着を持ち、誇り に思える意識を育てます。

将来の学校のあり方について、保護者や地域、学校と連携して協議を行うとともに、子どもたちの安心・安全の確保に努め、より良い教育環境づくりを進めます。

学校施設長寿命化計画に基づき、施設整備を行うとともに、施設の機能維持を図り、適切な教育環境の確保 に努めます。 5 教育大綱

● 教育理念 ●

一人ひとりが輝くこと

一人ひとりが心豊かで健やかに成長・自立し、 共に未来を創造することをめざして

● 基本方針 ●

基本方針 1 人間尊重の精神を培う教育

人間の尊厳や基本的人権が真に保障され一人ひとりが自分らしく生きられるよう、部落差別をはじめ、障がい者差別、LGBT(性的少数者)に対する差別などのあらゆる差別をなくし、「差別のない明るい伊賀市」の実現をめざします。

また、国際化社会に生きる私たちは、世界の平和とその調和ある発展を目指し、 世界の人々と協調・交流 を図ることが大切です。

このため、自尊心を高め一人ひとりがお互いの良さを認め、共に支え合いながら多様な文化や価値観を認めあ う多文化共生の精神、生命・人権・世界平和を尊重する精神を培うよう努めます。 新

現 行

基本方針2 生涯を通じて学び、生きがいを持ち活躍できる人づくり

個人の学習ニーズや社会の要請を踏まえ、子どもから大人まで生涯を通じて多様な学びや学び直しができる環境を整え、学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を推進します。

子どもから大人まで読書や学びなどさまざまな目的で集える「学び・創造・憩いの広場」となる交流型図書 が大切です。 館の充実を図ります。 このため、

誰もが尊重され、共に輝く「人権文化都市」の実現に努めます。

未来を担うこどもたちの成長を地域全体で見守り、人間性豊かでたくましく生きる青少年の育成を図ります。

(第1回総合教育会議提案)

基本方針 2 生涯を通じ、生きがいを持ち活躍できる生涯学習の推進

個人の学習ニーズや社会の要請を踏まえ、子どもから大人まで生涯を通じて多様な学びができる環境づくり を進めます。

「人権文化都市」の実現に向け、人権同和教育を推進するリーダーを育成します。

地域全体で健全な青少年の育成を支援し、未来を担うこどもたちの成長を見守っていきます。

読書や学びの機会を創出し、子どもから大人まで多くの市民が多様な目的で集える「学び・創造・憩いの広場」となる交流型図書館をめざします。

基本方針 2 新しい時代を「生きぬいていく力」を培う教育

社会が大変革期を迎える中、子どもたちが変化を前向きに受けとめ、未来に夢や希望を持ち、自立した心豊かな人間として生き抜いていくための基礎を身につけられるよう、義務教育・家庭教育の質を高めていくことが大切です。

このため、直面する課題に自ら考え判断し、主体的に対応する「自立」の力及び、他者との関わりの中で共に支え合い新しい社会を創っていく「共生」の力を培うよう努めます。

さらに、家庭・学校・企業・地域が一体となって青少年を取り巻く環境整備を進めるとともに、子どもたちが 快適に安心して学ぶことができる教育環境の充実を図ります。

基本方針 3 歴史や文化遺産の活用と未来への継承

先人から大切に引き継がれてきた市民の宝である文化財や歴史資料を保存、活用し、地域の魅力を再発見するとともに、市民が地域に対する誇りと愛着を持てるまちをめざします。また、市民共有の財産である文化財を次世代へ継承し、シビックプライドの醸成を図ります。

豊かな歴史的資産を活用し、郷土伊賀を愛する心を育み、「住みたい、訪れたい」と思える魅力あるまちづくりを推進します。

(第1回総合教育会議提案)

基本方針 3 歴史や文化遺産の継承と活用の推進

市民の宝である文化財や先人たちが遺した足跡である歴史資料を保存、活用することにより、子どもから大 めていきます。 人まで地域に誇りを持ち、次世代へ継承できるよう努めます。

豊かな歴史的資産を活用し、住みたい、訪れたい、子どもが誇ることができるまちづくりを進めます。

基本方針 3 伊賀に根ざした教育と主権者の自覚を培う教育

成年年齢の引き下げに伴い、新しい時代の「大人」として社会活動や社会形成に積極的に参画する意欲を高め、互助・共助の姿勢や主権者としての自覚を培うことが求められています。併せて、将来世界で活躍する者にも伊賀の地で郷土の未来を担う者にも、ふるさと伊賀に愛着や誇りを持つともに、学習の成果を地域づくりに生かすなど、誰一人取り残さない持続可能な地域社会の成長や発展に貢献する心・仲間を育てていく必要があります。

このため、*DXの取組を進めるとともに、豊かな自然や多彩な歴史文化を有する地域の資料をはじめ図書館等を活用した教育を展開しながら、地域に根ざした教育の機会を学校だけでなく、あらゆる世代が学ぶ機会が得られるようにするとともに、伊賀で様々なニーズの学びを保障していくような環境づくりを市民と共に進めていきます。

*DX(Digital Transformation:情報通信技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念)

新 現 行

基本方針 4 「ひと」と「まち」を育む文化・芸術の振興

すべてのひとが文化芸術に親しみ、豊かな感性を育み、心豊かに生きられる人間としての情操を深めることができるまちをめざします。

市民や地域とともに、伝統文化やさまざまな文化芸術活動の場を広げ、豊かな地域社会を未来へとつなぐ担 を通じ生きがいを持ち、心豊かに生きる人間としての情操を深められるよう取り組むことが大切です。 い手の育成に努めます。 このため、それぞれの年代に応じた学習や交流の場、体験機会の充実や生涯を通じた自発的な学びカ

松尾芭蕉をはじめ、先人が築いた文化芸術の未来への持続的発展と、新たな創造への取組を推進することに 環境をはじめ、さまざまな世代のニーズに応えられる情報発信や相談体制を整備します。 より、地域への誇りと郷土愛を育みます。

(第1回総合教育会議提案)

基本方針 4 「ひと」と「まち」を育む文化・芸術の推進

すべての市民が文化芸術に親しむことができるよう、鑑賞・活動の機会を創出します。

市民や地域とともに、伝統文化や各分野の後継者の活動の場を作り、担い手の育成に努めます。

松尾芭蕉や先人の残した文化芸術の未来への持続的発展と、新たな文化芸術の創造に向け取り組みます。

基本方針 5 スポーツの振興による健やかで活力ある人づくり

スポーツを通じて、子どもたちの健全な成長を支えるとともに、協力や相互尊重の精神を育みます。あわせて、市民一人ひとりが生涯にわたりスポーツを楽しみ、生きがいと健康づくりに取り組める環境づくりに努めます。

誰もが安全にスポーツに親しめる施設環境を整備し、スポーツを通じた人と人との交流を深め、地域コミュニティの形成と活性化を図ります。

(第1回総合教育会議提案)

基本方針 5 気軽に楽しむことができるスポーツ活動の推進

誰もが気軽に運動、スポーツを通じた体力向上や健康づくりができるよう、各種スポーツ団体や指導者など と連携し、多様なスポーツ機会の提供に努めます。

スポーツ施設の適切かつ効率的な運営を行い、より安全なスポーツ環境の整備につなげます。

基本方針 4 心豊かな人を育む教育

潤いのある自立した生き方は、健康で強い意志と勤労意欲、それに豊かな心によって作られます。

こうした観点から、自然やスポーツ・文化活動に親しみ、勤労の価値を自覚して強く生き抜く力を養い、生涯 を通じ生きがいを持ち、心豊かに生きる人間としての情操を深められるよう取り組むことが大切です。

このため、それぞれの年代に応じた学習や交流の場、体験機会の充実や生涯を通じた自発的な学びができる環境をはじめ、さまざまな世代のニーズに応えられる情報発信や相談体制を整備します。

基本方針 5 芸術・文化、文化遺産継承の推進

先人から大切に引き継がれてきた地域の貴重な歴史や芸術・文化は人々の創造性を育み、人々の心のつなが りや多様性を受け入れる豊かな社会を創造する原動力となるものです。

このため、市民がさまざまな芸術や文化、文化財に親しむ機会の充実とともに、文化活動へ参画できる環境を市民と共に整備していきます。

また、「俳句」やユネスコ世界遺産に登録された「上野天神祭のダンジリ行事」など、先人が遺した郷土の優れた文化遺産への理解・関心を深め、これら市民の財産を後世に引き継ぐ取組を推進することにより、故郷を愛する心を育み、地域の一体感や誇りの醸成につなげていきます。

| | 新 | |
|------|---|----------------------|
| 【削除】 | | 【総合計画 |
| | | 教育大綱基本理念「一人ひとりが輝くこと」 |

現 合計画における教育大綱の位置付け】

人ひとり

が心豊かで

健や

かに

成長

自立

共に未来を創造することをめざして

教育大綱基本方針1 人間尊重の精神を培う教育



第2次伊賀市総合計画 第3次基本計画(基本理念⇒基本政策⇒政策⇒施策) 政策5 ○あらゆる差別を許さず、互いの人権を尊重するまちづくり ○女性がより一層活躍できる男女共同参画のまちづくり

1. 人権尊重・非核平和 ~人権に対する正しい知識を習得する~

行

2. 同和問題 ~部落差別をなくす~

政策6 〇文化の違いを尊重し、多文化が共生するまちづくり

2. 多文化共生 ~国籍や文化の違いを認め、共生する~

- 教育大綱基本方針2 新しい時代を「生きぬいていく力」を培う教育



第2次伊賀市総合計画 第3次基本計画(基本理念→基本政策→政策→施策) 政策5 ○将来を支える子どもたちが充実した教育を受けられるまちづくり

- 3. 学校教育 ~子どもたちが、未来に夢や希望を持てる~
- 4. 教育環境 ~子どもたちが、安心して学べる~

政策5 〇生涯にわたって学びの機会が持てるまちづくり

5. 生涯学習 ~生涯を通じ、生きがいを持ち活躍できる~

教育大綱基本方針3 伊賀に根ざした教育と主権者の自覚を培う教育



第2次伊賀市総合計画 第3次基本計画(基本理念⇒基本政策⇒政策⇒施策) 政策5 〇将来を支える子どもたちが充実した教育を受けられるまちづくり

3. 学校教育 ~子どもたちが、未来に夢や希望を持てる~

政策6 〇地域活動や地域産業などの担い手が育ち、活躍するまちづくり 〇地域活動や市民活動が活発なまちづくり

- 1. 住民自治•市民活動
- | ~住民自治活動、市民活動やボランティア活動が、活発に行われる~

- 教育大綱基本方針4 心豊かな人を育む教育



第2次伊賀市総合計画 第3次基本計画(基本理念→基本政策→政策→施策) 政策5 ○生涯にわたって学びの機会が持てるまちづくり

5. 生涯学習 ~生涯を通じ、生きがいを持ち活躍できる~

政策6 〇文化活動やスポーツ活動が活発なまちづくり

5. スポーツ ~気軽にスポーツを楽しむことができる~

└─ 教育大綱基本方針5 芸術・文化、文化遺産継承の推進



第2次伊賀市総合計画 第3次基本計画(基本理念⇒基本政策⇒政策→施策) 政策6 ○文化活動やスポーツ活動が活発なまちづくり

- 3. 文化・芸術 ~豊かな感性を育む文化・芸術に親しむ~
- 4. 歴史・文化遺産 ~歴史や文化遺産を守り、未来へと引き継ぐ~